

## 平成 25 年度財務諸表及び利益処分の承認について（案）

## 【財務諸表の承認】

平成 25 年度財務諸表については、以下の理由により承認する。

- (1) 地方独立行政法人法に定める書類が全て提出されている。
- (2) 提出期限が遵守されている。
- (3) 地方独立行政法人会計基準に従い作成されている。
- (4) 監事及び会計監査人による監査が適正に行われている。

## 【利益処分の承認にかかる経営努力認定】

## 1 制度の概要

- ① 公立大学法人移行後、決算により生じた利益（決算剰余金）は、設立団体の長（知事）の承認を受け、翌事業年度の使途に充てることができる。  
（地独法第 40 条第 3 項：目的積立金）
- ② 承認を受ける額は、法人の経営努力により生じた額とされている。  
（地独法会計基準第 72：経営努力認定）
- ③ 設立団体の長（知事）は承認にあたり、評価委員会の意見を聴取することとされている。  
（地独法第 40 条第 5 項）

## 2 平成 25 年度決算の状況（単位：百万円）

経常費用	12,481	
経常収益	12,695	（運営費交付金 6,410、学生納付金 4,158、外部資金 1,190、寄付金 157 等）
経常利益	214	（＝経常収益－経常費用）
当期総利益	214	（決算剰余金）

## 3 経営努力認定及び利益処分

決算剰余金について、以下のとおり経営努力として認定する。

## (1) 主な剰余要因

○ 非常勤教員の活用等教員の効率的な配置に伴う人件費の減	191百万円
○ 外部研究資金の獲得に伴う利益	23百万円

合 計 214百万円

## (2) 利益処分（案）

経営努力認定額 214 百万円について、地方独立行政法人法第 40 条第 3 項に基づき、全額を目的積立金とする。

目的積立金とする額 214百万円  
(214,745,107 円)

## 【参考】目的積立金の使途

中期計画に定める教育研究等の質の向上を図るため、法人の裁量のもと、大学の個性・特色を生かした事業の実施に充てるほか、施設・設備の維持管理や老朽化に伴う修繕・更新等、教育環境の整備に活用する。

(案)

平成 26 年〇月〇日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

兵庫県公立大学法人評価委員会  
委員長 石川 啓

意 見 書

公立大学法人兵庫県立大学の平成 25 年度財務諸表の承認及び利益処分の承認について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という）第 34 条第 3 項の規定及び同法第 40 条第 5 項に基づく本評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

- 1 法第 34 条第 1 項の規定に基づく財務諸表を承認することについて、適切と認められる。
- 2 法第 40 条第 3 項に規定する利益処分の承認について、適切と認められる。